

熊本県公報

号外 第 16 号の 10
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 規 則 | |
| ○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… | (人 事 課) 1 |
| ○熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則…………… | (") 2 |
| ○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… | (") 2 |
| ○熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則…………… | (") 2 |
| ○熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(") | 2 |
| ○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… | (会 計 課) 3 |
| ○熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則…………… | (管理調達課) 3 |

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 28 号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 条中「第 18 条」を「第 5 条」に改める。

第 2 条の見出しを「(職員の職)」に改め、同条第 1 項中「吏員」を「職員(技能労務職員(地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。第 4 項において同じ。))及び次条に規定する職の職員を除く。)」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 技能労務職員の職として技師の職を置く。

5 前項に定める技師の職の職員は、上司の命を受け、業務に従事する。

第 3 条を削り、第 4 条第 1 項中「前 2 条の職の外」を「前条に規定する職のほか」に改め、同条を第 3 条とする。

別表第 1 本庁の欄中「首席総務審議員」を「首席総務審議員」に改め、「医療政策監」
首席統計審議員

を削り、「環境政策監」を「環境政策監」に改め、「家畜衛生対策監」を削り、
廃棄物公共関与政策監

同表地方出先機関の欄中「学院長」を削り、「保健環境審議員」を「保健環境審議員」に、
健康福祉審議員

「工業審議員」を「産業技術審議員」に改め、「副学院長」及び「教務長」を削り、「助教
授」を「准教授」に改める。

別表第 3 中「臨時事務補助員」を「臨時一般行政補助員」に改める。

臨時技術補助員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに事務吏員又は技術吏員
であり、施行日において知事の事務部局の職員である者は、施行日において職員として
任命されたものとし、別に辞令の発せられない限り、現に命ぜられている職を命ぜられ、
現に勤務している所属に勤務を命ぜられたものとする。

3 この規則の施行日の前日までに技師(吏員を除く。)の職にあった職員であり、施行
日において知事の事務部局の職員であるものは、施行日において職員に任命されたもの
とし、別に辞令の発せられない限り、技師を命ぜられ、現に勤務している所属に勤務を
命ぜられ、現に命ぜられている業務を命ぜられたものとする。

4 この規則の施行日の前日までに次の表左欄に掲げる職にあり、施行日において知事の
事務部局の職員である者は、施行日において職員に任命されたものとし、別に辞令の発
せられない限り、同一の勤務条件をもってそれぞれ同表右欄に掲げる職を命ぜられ、現
に勤務している所属に勤務を命ぜられたものとする。

| | |
|---------|-----------|
| 臨時事務補助員 | 臨時一般行政補助員 |
| 臨時技術補助員 | |
| 臨時技能補助員 | 臨時技能補助員 |
| 臨時労務補助員 | 臨時労務補助員 |

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 29 号

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

熊本県庁舎等管理規則（昭和 42 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 中「総室及び室」を「総室、室及びセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 30 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成 3 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

本則中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第 1 条第 2 号ア中「こと。」を「こと」に、「除く。）」を「除く。）」に改め、同条中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号から第 28 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 29 号ウ中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 1 項の規定により通知し、並びに同条第 4 項」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第 28 号とする。

ス 法第 37 条の 2 第 1 項の規定により結核患者に係る医療費の負担について決定すること。

セ 法第 42 条第 1 項の規定により療養費の支給を決定すること。

第 1 条中第 30 号を第 29 号とし、第 31 号を第 30 号とし、第 32 号を第 31 号とし、同号に次のように加える。

カ 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 36 号）第 4 条第 1 項第 4 号の規定により塩素系薬剤以外のもので消毒することについて認めること。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本県保健所条例施行規則（昭和 38 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 中「結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2」に改める。

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 31 号

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則

熊本県熊本駅周辺整備事務所設置規則の一部を改正する規則（平成 10 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所設置規則

第 1 条中「熊本駅周辺地域等」の前に「九州新幹線（福岡市・鹿児島市間）鉄道建設事業用地の取得、地上物件等の補償及び同事業の推進に関する事務並びに」を加え、「熊本県熊本駅周辺整備事務所」を「熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所」に改める。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 熊本県新幹線事務所設置規則（平成 10 年熊本県規則第 18 号）は、廃止する。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 32 号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「熊本県総務部及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 33 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条、第 7 条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 11 条第 2 項中「吏員」を「職員」に改める。

第 78 条第 3 号及び第 87 条第 2 号中「（公団を含む。）」を削る。

別表第 1 の 1 の項中「新幹線熊本事務所」を削り、「熊本駅周辺整備事務所」を「新幹線・熊本駅周辺整備事務所」に改め、同表 13 の項中「工業技術センター 食品加工研究所」を「産業技術センター」に改める。

別表第 4 知事部局の項課の欄中「総務部及び地域振興部の各課、健康福祉政策課、少子化対策課、高齢者支援総室、障害者支援総室、医療政策総室及び健康危機管理課、環境生活部（交通安全・青少年課及び人権センターを除く。）及び」を「総務部の各課（総務事務センター及び行政経営課を除く。）、地域政策課、情報企画課、国際課、統計調査課、健康福祉部の各課（社会福祉課、健康づくり推進課及び業務衛生課を除く。）、環境生活部の各課（水環境課、水俣病審査課、交通・くらし安全課及び人権センターを除く。）、」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第 5 中

計量検定所

管理課長

を

産業技術センター

総務企画部長
計量検定部長

に改め、

工業技術センター

企画調整課長

及び

食品加工

研究所

企画指導課長

を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 34 号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則
熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 4 項中「総室及び室」を「総室、室及びセンター」に、「吏員」を「職員」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

